



# 石狩市

No.20 2020年6月発行  
編集・発行  
石狩市環境市民部 消費生活センター  
〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2  
TEL: 0133(72)3191 FAX: 0133(72)3199

## 消費生活センター便り



### 消費者庁と国民生活センターの 公式 LINE アカウントが開設されました！

**正確な情報をいち早く知り、消費者トラブルを未然に防ぎましょう！**

新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法や、給付金・助成金を装った詐欺が全国で発生しています。被害に遭わないためには根拠のない噂などに惑わされず、正確な情報に基づいて冷静に対応することが大切です。消費者庁と国民生活センターでは、ホームページで消費者向けの最新情報を発信しています。また、このたび公式 LINE アカウントがそれぞれ開設されました。LINE アプリをお手持ちのスマートフォンなどにインストールした後、アプリから QR コードを読み込んで友だちに追加していただくことで、最新情報に容易にアクセスでき、定期的に送られる注意喚起メッセージを受け取れるようになります。新たな手口や正確な情報をいち早く知ることができますので、この機会に是非お試しください、ご家族やご友人など、周囲の皆様との情報交換の手段としてご活用ください。

消費者庁

消費者庁 ホームページ

【新型コロナウイルス関連消費者向け情報（特設ページ）】

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/notice/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice/)



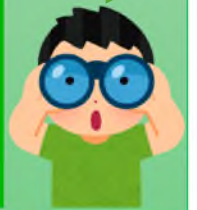
新型コロナ関連  
消費者向け情報

公式LINEアカウント



LINE 友だち追加

家族に  
教えよう！



国民生活センター

国民生活センター ホームページ

【新型コロナウイルス感染症関連情報】

[http://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/coronavirus.html](http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coronavirus.html)



独立行政法人  
国民生活センター

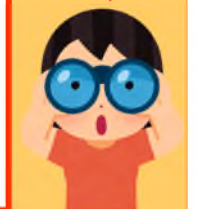
NATIONAL CONSUMER AFFAIRS CENTER OF JAPAN

公式LINEアカウント



LINE 友だち追加

友だちに  
伝えよう！



公式 LINE の他、公式 Facebook、  
公式 Twitter でも情報発信しています。



5月は消費者庁が主唱する消費者月間

# 【消費者月間テーマ】 豊かな未来へ ～「もったいない」から始めよう！～



市では例年5月を消費者大会と位置づけ、消費生活に関する身近なテーマで専門講師を招いた研修会や講座を開催し、街頭啓発やパネル展で消費者トラブルの注意喚起を行うなど、市民の皆様への啓発を強化してきました。しかし、今年は新型コロナウイルス感染症の拡大により、残念ながら予定していた研修会等は全て中止となりました。

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言は解除されましたが、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」など、日常の行動での配慮が引き続き求められます。こういった状況の中、お店は営業時間の短縮や座席数の削減等をおこなう一方、引き続きテイクアウトやデリバリー、インターネット販売をおこなうなど、販売方法を工夫し、食品の有効活用に取り組んでいます。また、インターネット販売サービスをおこなう事業者の中には、生産・収穫されたが行き場を失った新鮮でおいしい農水産物や加工食品を『食品ロス』にしないために販売しているサイトもあります。

このようなサービスを利用して、引き続き感染に気をつけながら、食品ロスの削減につながる行動をしてみませんか。消費者庁のホームページでは、様々な方の食品ロス削減の取り組みについて紹介しています。

食品ロスを削減しながら、新しい生活様式を実践していきましょう！



👉 消費者庁のホームページで食品ロスの取組に関する情報を確認することができます。  
『めざせ！食品ロスゼロ』 <https://www.no-foodloss.caa.go.jp/>



## 消費生活センターのご利用について(お願い)

石狩市消費生活センターでは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、4/21(火)より来所相談を休止し、原則として電話による相談のみで対応してきました。

5/25(月)付で道内の緊急事態措置が解除されたことを受け、6/1(月)より来所相談を再開しています。引き続き感染拡大を防止するため、来所される場合は**マスクの着用**および**手指の消毒**にご協力をお願いしています。また、三密を避けるため、当面の間は**相談者1名のみ入室**に制限させていただきます。何卒ご理解ご協力をお願い申し上げます。



「こまったな…」と思ったら、相談してください！

石狩市消費生活センター

石狩市役所1階(平日 午前10時～午後4時)

土日祝日の電話相談は ↓

給付金に関する消費者トラブルのご相談は



消費者ホットライン **188**

日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。

新型コロナウイルス 給付金消費者ホットライン

**0120-213-188**